

## 拒絶査定

商標登録出願の番号 商願2014-066405  
起案日 平成27年 7月 8日  
特許庁審査官 杉本 克治 8435  
指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
第41類  
願書のとおり  
商品及び役務の区分の数 1  
商標登録出願人 永岡 洋

## 結 論

この商標登録出願については、商標法第15条の規定に基づき、商標登録をすることができません。

## 理 由

この商標登録出願については、平成26年11月 7日付けで通知した理由中、引用No1ないし5、及び、同7ないし13に関する理由が解消されていないため、商標登録をすることができないとの判断に至りました。

おって、出願人は、平成26年11月28日提出に係る意見書（書面上の「【提出日】」は、平成26年11月21日とありますが、郵便受領日の確認により、実際に差し出された日として前記提出日で認定されています。）を提出され、同書面において、本願商標と引用商標とは類似せず、本願商標は登録されるべきである旨について、種々述べています。

そこで、本願商標と引用商標について検討して見ますと、本願商標は「TOKYO」、「GIANTS」及び「東京ジャイアンツ」の文字を普通に用いられる書体でもって、上下3段にそれぞれ横書きした構成からなるところ、その構成文字から「トーキョージャイアンツ」の称呼が生じます。

また、本願商標は、3段標記中最下段の構成中「東京」の文字、及び、その表音を欧文字表記したと認められる最上段に配した「TOKYO」の文字が、「日本国の首都。」（株式会社岩波書店発行「広辞苑第6版」）を意味する「東京」を表したもので、本願指定役務との関係からは、役務の提供の場所を表す地名の一と理解させ、認識させるにとどまるというべきであり、本願商標の構成中上段及び下段よりも大きな文字で表された中段に横書きされた「GIANTS」の欧文字、及び下段の構成中「ジャイアンツ」の片仮名文字部分に着目し、商取引の

場に資する場合も多いといえますから、本願商標は、上記称呼が生じるほか、「GIANTS」及び「ジャイアンツ」の文字部分に相応した「ジャイアンツ」の称呼をも生じるというべきです。

一方、引用各商標については、引用No1商標（登録第3018274号）は、「ジャイアンツ」のやや右に斜体した片仮名文字で横書きした構成からなり、引用No11商標（登録第5545443号）は、「ジャイアンツ」の片仮名文字を標準文字で横書きした構成からなり、これらは当該「ジャイアンツ」の片仮名文字よりは「ジャイアンツ」の称呼が生じるものであり、さらに、引用No2商標（登録第3018275号）及び引用No12商標（登録第5545444号）は、「GIANTS」のデザインされた欧文字で横書きした構成からなり、引用No3商標（登録第4372682号）は、「GIANTS」の横書きした欧文字に、同じ太さほどの下線を横書きした構成からなり、引用No4商標（登録第4448980号）は、「GIANTS」の欧文字と「ジャイアンツ」の片仮名文字とを上下2段に横書きした構成からなり、引用No5商標（登録第4448984号）及び引用No7商標（登録第5018241号）並びに引用No13商標（登録第5545445号）は、擬人化された図形内に、横書きした「GIANTS」の欧文字を配した構成からなり、引用No10商標（登録第5545442号）は、「GIANTS」の欧文字を標準文字で横書きした構成からなり、これらは当該「GIANTS」の欧文字よりは「ジャイアンツ」の称呼が生じるものです。

また、引用No8商標（登録第5531047号）は、「YOMIURI GIANTS」の欧文字を標準文字で横書きした構成からなり、引用No9商標（登録第5531048号）「読売ジャイアンツ」の漢字及び片仮名文字を標準文字で横書きした構成からなるところ、日本のプロ野球の興行を行っている、いわゆる「セントラルリーグ」を構成する球団の一である当該引用商標権者と認められる「株式会社読売巨人軍」の球団呼称が「読売ジャイアンツ」であると認められ（日本プロフェッショナル野球協約2015の第38条「セントラル野球連盟構成球団とその球団呼称」より [http://jpbpa.net/up\\_pdf/1427937913-568337.pdf](http://jpbpa.net/up_pdf/1427937913-568337.pdf)）、さらには、平成9年（行ケ）第139号（平成10年4月22日判決言い渡し）の判決では、「本願出願当時から現在に至るまで、我が国において、『GIANTS』、『ジャイアンツ』の語が東京読売巨人軍を指称するものとして一般に広く知られていることを認めることができる。」旨判示されていることや、株式会社三省堂発行「コンサイスカタカナ語辞典第4版」の「ジャイアンツ [Giants]」の項目には「プロ野球の球団名の1。東京読売巨人軍（セーリーグ）の愛称。」などと記載されている辞典類が存在することなどを考慮しますと、これら引用商標について取引者・需要者は、「GIANTS」の欧文字、あるいは、「ジャイアンツ」の片仮名文字に着目して取引に資する場合も多いといえるべきですから、これらは当該欧文字及び片仮名文字の各部分より「ジャイアン

ツ」の称呼をも生じるものと認めます。

そうしますと、本願商標と上記引用各商標とは、「GIANTS」及び「ジャイアンツ」の文字部分において外観上少なからず近似した印象を受けるものであり、かつ、称呼において、「ジャイアンツ」の称呼を同じくする場合がある、互いに類似の商標と判断するのが相当と認めます。

さらに、本願商標と上記引用各商標の指定役務は同一又は類似の役務を含むものですから、本願商標と上記引用各商標とは、互いに類似の商標と判断するのが相当です。

おって、出願人は、本願商標はTOKYO GIANTS又は東京ジャイアンツでありTOKYO又は東京が加わることにより、各引用商標とは明らかに異なる商標である旨述べています。

ところで、商標の類否については、「法4条1項11号に係る商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものであり（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁参照）、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁、最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁参照）。」（最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照）と判示されているところ、本願商標及び上記引用各商標については、これらの商標の構成中「GIANTS」又は「ジャイアンツ」の文字部分が独立して自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであって、当該文字部分をもって取引に資する場合があることについては、上記のとおり認定したとおりですから、出願人の主張は採用することができません。

したがって、さきの認定を覆すことはできません。

\*\*\*\*\* ご注意 \*\*\*\*\*

この“ご注意”は、全ての拒絶査定書に自動的に記載しているものです。

1. この査定に不服がある場合について

この査定に不服があるときは、この査定の謄本の送達があった日から3月以内に、特許庁長官に対して、審判を請求することができます（商標法第44条第1項）。

なお、この査定に不服があっても、上記審判を経ることなく、取消訴訟を提起することはできません。仮に、上記審判の審決にも不服となれば、その審決に対してのみ取消訴訟を提起することができることになっています（商標法第63条第2項で準用する特許法第178条第6項）。

2. この書面において著作物の複製をしている場合について

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

\*\*\*\*\*

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。

認証日 平成27年 7月17日 経済産業事務官 高地 伸幸

